

令和4年度 働き方改革関連法に関する説明会のご案内

(参加無料)

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(以下「働き方改革関連法」)については、平成30年7月6日に公布されたところであり、平成31年4月1日から各改正事項が順次施行されているところです。

働き方改革は、働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、働く方一人一人がより良い将来の展望を持てるようにすることを目指すものであり、こうした働き方改革の目指す社会を実現させるためには、働き方改革関連法の趣旨や内容等を十分に理解し実行することが大切です。

働き方改革関連法、改正改善基準告示の趣旨や内容の周知及び新たな労働時間制度に基づく管理の徹底を図ることを目的とした説明会を、下記のとおり開催いたしますので、是非ご参加ください。

【開催日・開催方法・対象業種】

開催日	開催署	開催方法	対象
令和5年1月11日(水)	前橋労働基準監督署	オンライン開催	トラック事業者
令和5年1月17日(火)	高崎労働基準監督署	オンライン開催	タクシー事業者
令和5年1月19日(木)	太田労働基準監督署	オンライン開催	トラック事業者
令和5年1月20日(金)	桐生労働基準監督署	オンライン開催	トラック事業者
令和5年1月24日(火)	沼田労働基準監督署	オンライン開催	トラック事業者
令和5年1月25日(水)	中之条労働基準監督署	オンライン開催	建設事業者
令和5年1月26日(木)	藤岡労働基準監督署	オンライン開催	トラック事業者

令和5年2月1日(水)	高崎労働基準監督署	オンライン開催	トラック事業者
令和5年2月6日(月)	太田労働基準監督署	オンライン開催	建設事業者
令和5年2月9日(木)	前橋労働基準監督署	オンライン開催	バス事業者

※ 開催監督署に関係なく、参加申し込みいただけます。

【開催時間】 14:00～16:30

【説明内容】

- (1) 働き方改革関連法の概要及び改正労働基準法の内容について（時間外労働の上限規制、年次有給休暇の取得義務化、割増賃金率の引上げ等）
- (2) 改正改善基準告示の内容について（トラック、バス、タクシー）
- (3) 働き方改革の推進に向けた支援等について（各種助成金の案内）
- (4) 同一労働同一賃金、パワーハラスメント等の防止について
- (5) 働き方改革推進支援センターの案内について

【申し込み方法】

参加を希望される場合は、こちらの専用ウェブサイト
<https://www.36kyoutei2022.com/area/kanto>

にアクセスし、お申込みください。

説明会資料、次第等も専用ウェブサイトに順次掲載しております。

【お問い合わせ先】

群馬労働局監督課 電話：027-896-4735（平日 8:30～17:15）又は、

エーペックスインターナショナル株式会社（働き方改革関連法説明会委託運営会社）

電話：03-5579-2903（平日 10:00～17:00）

E-mail：36kanto@apex-asia.co.jp